

改正案

現行

（証券専門会社等の業務等）

第十七条の二（略）

2（略）

3 法第十六条の二第一項第十一号及び第七項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一、四（略）

4、10（略）

（銀行持株会社の子会社の範囲等）

第三十四条の十六 法第五十二条の二十三第一項第十号及び第六項に規定する主として銀行持株会社、その子会社その他これらに類する者として内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二（略）

2、9（略）

（銀行代理業の許可の申請書の記載事項）

第三十四条の三十二 法第五十二条の三十七第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 個人であるときは、次に掲げる事項

イ 他の法人の常務に従事する場合にあつては、当該他の法人の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の種類

ロ 当該個人に係る次に掲げる法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下この号において同じ。）の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称及び業務の種類

(1) 当該個人がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等

(2) (1)に掲げる法人等の子法人等

二 法人であるときは、次に掲げる事項

イ その役員が、他の法人の常務に従事し、又は事業を営む場合にあつては、当該役員の氏名、当該他の法人又は事業所の商号若しくは名称、主たる営業所又は事務所の所在地

（証券専門会社等の業務等）

第十七条の二（略）

2（略）

3 法第十六条の二第一項第十一号本文に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一、四（略）

4、10（略）

（銀行持株会社の子会社の範囲等）

第三十四条の十六 法第五十二条の二十三第一項第十号本文に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二（略）

2、9（略）

（銀行代理業の許可の申請書の記載事項）

第三十四条の三十二 法第五十二条の三十七第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 個人であるときは、次に掲げる事項

イ 他の法人の常務に従事する場合にあつては、当該他の法人の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の種類

ロ 当該個人に係る次に掲げる法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下この号において同じ。）の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称及び業務の種類

(1) 当該個人がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等

(2) (1)に掲げる法人等の子法人等

二 法人であるときは、次に掲げる事項

イ その役員が、他の法人の常務に従事し、又は事業を営む場合にあつては、当該役員の氏名、当該他の法人又は事業所の商号若しくは名称、主たる営業所又は事務所の所在地

及び業務の種類 ロ 当該法人に係る次に掲げる法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、役員の役職名及び氏名又は名称及び業務の種類 (1) 当該法人の子法人等 (2) 当該法人の親法人等（令第四条の二第二項に規定する親法人等をいう。） (3) 当該法人の親法人等の子法人等（(1)に掲げる者を除く。） 三 銀行代理業再委託者（法第五十二条の五十八第二項に規定する銀行代理業再委託者をいう。以下同じ。）の再委託を受けるときは、当該銀行代理業再委託者の商号、名称又は氏名及び主たる営業所又は事務所の所在地 四 銀行代理業を再委託するときは、当該再委託を受ける銀行代理業再委託者（法第五十二条の五十八第二項に規定する銀行代理業再委託者をいう。以下同じ。）の商号、名称又は氏名及び主たる営業所又は事務所の所在地 2 前項の規定にかかわらず、法第五十二条の六十一第一項に規定する銀行等が同条第三項の規定に基づき届け出ることとされている法第五十二条の三十七第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、前項第三号及び第四号に掲げる事項とする。	及び業務の種類 ロ 当該法人に係る次に掲げる法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、役員の役職名及び氏名又は名称及び業務の種類 (1) 当該法人の子法人等 (2) 当該法人の親法人等（令第四条の二第二項に規定する親法人等をいう。） (3) 当該法人の親法人等の子法人等（(1)に掲げる者を除く。） 三 銀行代理業再委託者（法第五十二条の五十八第二項に規定する銀行代理業再委託者をいう。以下同じ。）の再委託を受けるときは、当該銀行代理業再委託者の商号、名称又は氏名及び主たる営業所又は事務所の所在地 四 銀行代理業を再委託するときは、当該再委託を受ける銀行代理業再委託者（法第五十二条の五十八第二項に規定する銀行代理業再委託者をいう。以下同じ。）の商号、名称又は氏名及び主たる営業所又は事務所の所在地 （新設）
---	---